1食あたりの食事療養標準負担額（令和8年6月から）

	区分	令和8年6月から
（１）	一般（住民税課税世帯）	550円
（２）	住民税非課税の世帯に属する方（（３）を除く）	270円
	（過去１年間の入院期間が90日を超えている方）	220円
（３）	（２）のうち、所得が一定基準に満たない方	130円
（４）	指定難病・小児慢性特定疾患の患者	330円

※(2)(3)に該当する方は、加入している医療機関の保険者が発行する減額認定証を窓口に提示して下さい。

※(2)のうち過去1年間の入院期間が90日を超えている方は長期該当の減額認定証を窓口に掲示してください。